



国保加入している方が

交通事故などで

ケガをしたら…

医療費は加害者が負担します

交通事故など、他人の行為が原因でケガをした場合でも、国民健康保険で医療機関に受診できます。

医療費は、過失に応じて加害者が負担するというのが原則です。国民健康保険が一時的に立て替えて支払い、後でその医療費を被害者に代わって加害者に請求することになります。

そのためには届出を！

①警察に届け出ます

事故にあつたら、すみやかに警察に届け出て、「交通事故証明書」をもらいます。

②役場に届け出ます

役場の国保の窓口（住民課 保険年金担当）へも届け出て、「第三者行為による傷病届」を提出します。

届けに必要な書類

- ・ 第三者行為による傷病届
- ・ 交通事故証明書
- ・ 国民健康保険証
- ・ 印鑑
- ・ その他必要な書類

（用紙は住民課にあります）

※必要な書類がそろわなくても、まず届出をしてください。

示談の前にまず相談を！

国保に届け出る前に、加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませたりすると、後で国保から加害者に費用の請求ができなくなる場合がありますので、まずご相談ください。

◆問い合わせ先

住民課 保険年金担当

☎ 6571

有線 ⑤ 7784

国民年金保険料の納付が困難な場合はご相談ください！

国民年金からのお知らせ

国民年金には、経済的な理由で保険料を納めるのが困難な場合、申請により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

申請の手続きは、役場住民課、または草津社会保険事務所国民年金業務課で行ってください。

①保険料申請免除

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料の全額または一部が免除されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

※保険料の一部が免除される一部納付（4分の1納付、半額納付、4分の3納付）の方は、一部納付しなければならぬ保険料の納付がなければ未納と同じ取り扱いになります。

②若年者納付猶予

30歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が猶予されます。承認期間は、原則7月から翌年6月までです。

③学生納付特例

学生の方で、本人の前年所得が一定基準以下の場合、申請して承認されると保険料が猶予されます。承認期間は、原則4月から翌年3月までです。



平成20年度に保険料の全額免除または若年者納付猶予制度が承認された方で、申請時に平成21年度以降も引き続き同じ全額免除または若年者納付猶予を希望された方は、申請手続きは不要です。

ただし、退職や被災等の特別の事情により承認された場合を除きます。また、世帯構成等に変更があった場合も改めて申請手続きが必要です。

*申請の手続きには、年金手帳・印鑑をご持参ください。なお、会社等を退職された方は、離職票または雇用保険受給資格者証も併せてお持ちください。

◆問い合わせ先

草津社会保険事務所 国民年金業務課

☎ 077-5671-2220

住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線 ⑤ 7784